

# 函館市特別職報酬等審議会委員公募実施要領

## 1 目 的

函館市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）において市議会議員の議員報酬の額および市長，副市長の給料・退職手当の額について審議するにあたり，幅広い市民の意見を反映させるため，定数10人の委員のうち1人を一般公募するものです。

## 2 公募人数および任期

公募人数 1人

任 期 平成26年度第1回函館市特別職報酬等審議会の開催の日から2年間

## 3 応募条件

市内に居住する年齢20歳以上の方で市議会議員の議員報酬の額および市長，副市長の給料・退職手当の額に関し，知識，関心等のある方。

ただし，次の各号のいずれかに該当する方は応募できません。

- (1) 本市の他の委員会の委員を2以上兼ねている方（応募中のものを含む。）
- (2) 成年被後見者または被保佐人
- (3) 禁こ以上の刑に処せられ，その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの方
- (4) 日本国憲法施行の日以後において，日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，またはこれに加入した者

## 4 応募の方法

別に定める応募申込書により，郵送，持参または電子メールにより応募してください。なお，応募書類は返却できませんので，ご了承ください。

（応募先：〒040-8666 函館市東雲町4番13号 函館市総務部人事課給与担当  
TEL21-3664，E-mail：jinji@city.hakodate.hokkaido.jp）

## 5 広 報

募集にあたっては，市の広報紙やホームページに募集記事を掲載します。

## 6 募集期間

平成26年10月1日（水）から平成26年10月14日（火）まで（郵送の場合は，当日消印有効，E-mailの場合は，当日までに発信されたものまで有効とします。）

## 7 決定の方法

応募者が定員を超えた場合は公開抽選により決定します。

なお，当該審議会における女性の委員の割合が，市で定める女性登用率の目標値30%に達しない見込みであるため，女性の応募があった場合は，優先的に女性の応募者を委員として決定します。

## 8 決定結果の通知

決定後は，速やかに応募者に対し書面で通知します。

## 9 平成26年度第1回函館市特別職報酬等審議会の開催

平成26年11月上旬（予定）

## 函館市特別職報酬等審議会委員応募申込書

ふりがな 氏 名		男 ・ 女	生年月日	明治・大正・昭和
				年 月 日 満 ( ) 歳
住 所	〒		職 業	
	函館市 町 丁目 番 号			勤務先 (部署)
連 絡 先	自宅電話番号 ( )	—		
	携帯電話番号 ( )	—		
	勤務先電話番号 ( )	—		

所属して いる団体 等の名称	(役職名)		
	(役職名)		
	(役職名)		
団体等の 活 動 の 略 歴			
職 歴	( 年 月～ 年 月)		
	( 年 月～ 年 月)		
	( 年 月～ 年 月)		
	( 年 月～ 年 月)		
	( 年 月～ 年 月)		
	( 年 月～ 年 月)		
本市の他の附属機関 等の委員への就任状 況 (応募中のものを 含む)	名 称		<input type="checkbox"/> 就任中 (任期 ~ ) <input type="checkbox"/> 応募中

※委員に応募する動機・抱負などを必ずお書きください。

応募の動機・抱負など	